

2019 年度 SDGs 未来都市提案に係る資料

1. 2019 年度 SDGs 未来都市等募集要領 …… 1
2. 2019 年度 SDGs 未来都市等選定基準 ……11
3. 2019 年度 SDGs 未来都市提案書（提案様式 1） ……12
4. 2019 年度自治体 SDGs モデル事業提案概要（提案様式 2）
……39
5. 2019 年度三側面をつなぐ統合的取組の初年度の事業費等（提案様式 3）
……40
6. 2019 年度 SDGs 未来都市等選定に係る QA ……42

2019 年度 S D G s 未来都市等募集要領

1. 趣旨

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：S D G s）¹は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標である。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされ、我が国においては、経済・社会・環境の分野における 8 つの優先課題と 140 の施策が盛り込まれ、「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」²（平成 28 年 12 月 22 日持続可能な開発目標（S D G s）推進本部決定）において、S D G s の実施に率先して取り組んでいく方針が決定された。

地方創生に資する地方公共団体における S D G s の達成に向けた取組の推進は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版」³（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）及び「S D G s アクションプラン 2019」⁴（平成 30 年 12 月 21 日持続可能な開発目標（S D G s）推進本部決定）における「日本の『S D G s モデル』の方向性」において位置付けられた施策である。

また、その推進のあり方については、自治体 S D G s 推進のための有識者検討会により、「『地方創生に向けた自治体 S D G s 推進のあり方』コンセプト取りまとめ」⁵（平成 29 年 11 月 29 日）（以下「コンセプト」という。）として整理されている。

今般の募集は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版」、「S D G s アクションプラン 2019」及びコンセプトを踏まえ、地方公共団体による S D G s の達成に向けた取組の提案を公募し、S D G s 未来都市及び、その中でも、特に先導的な取組を自治体 S D G s モデル事業（以下「S D G s 未来都市等」という。）として選定するためのものである。

¹ 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省仮訳）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

² 持続可能な開発目標（S D G s）実施指針

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000252818.pdf>

³ まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h30-12-21-sougousenryaku2018hontai.pdf>

⁴ S D G s アクションプラン 2019

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/actionplan2019.pdf>

⁵ 「地方創生に向けた自治体 S D G s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kanky/pdf/sdgs_concept.pdf

2. SDGs未来都市等の選定と提案の具体化等

選定に当たっては、各提案について、自治体SDGs推進評価・調査検討会により、「2019年度SDGs未来都市等選定基準(評価項目と評価・採点方法)」を踏まえて総合的に評価を行い、その助言を受ける。

SDGs未来都市は、提案数及び提案に対する評価等を考慮し、最大30程度選定する。また、自治体SDGsモデル事業は、SDGs未来都市の中でも先導的な取組を10程度選定する。

選定された都市は、国とも連携しながら提案内容をさらに具体化し、3年間の計画を策定するとともに、その達成に向けた取組を積極的に実施する。さらに、有識者の支援も得て定期的に取り組の進捗管理を行い、その達成度を明確にする。

国は、SDGs未来都市の取組の円滑な実施に向けて、自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースも活用しながら、選定都市への各省庁の支援施策活用等の助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

また、SDGs未来都市に選定された都市は、地方創生推進交付金について、申請事業数の上限(都道府県：原則9事業(広域連携：3事業)、中枢中核都市：原則7事業(広域連携：2事業)、市区町村：原則5事業(広域連携：1事業))の枠外(追加1事業まで)とするとともに、自治体SDGsモデル事業に選定された都市については、予算措置(2019年度「地方創生支援事業費補助金(地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業)」(以下「自治体SDGs補助金」という。))による支援も行う。なお、地方創生推進交付金に係る申請手続きについては、SDGs未来都市に選定された都市へ、別途連絡する。

また、今後、国会における予算審議の動向等により、内容に変更が生じる可能性があることをご留意されたい。

3. SDGs未来都市等に求められる内容（提案内容）

提案に当たっては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版」、「SDGsアクションプラン2019」及びコンセプトを踏まえて、以下の内容を記載すること。

1. 全体計画（自治体全体でのSDGsの取組）

1 将来ビジョン

- (1) 地域の実態
- (2) 2030年のあるべき姿
- (3) 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

2 自治体SDGsの推進に資する取組

- (1) 自治体SDGsの推進に資する取組
- (2) 情報発信
- (3) 普及展開性（自治体SDGsモデル事業の普及展開を含む）

3 推進体制

- (1) 各種計画への反映状況
- (2) 行政体内部の執行体制
- (3) ステークホルダーとの連携

2. 自治体SDGsモデル事業（特に注力する先導的取組）

1 自治体SDGsモデル事業での取組提案

- (1) 課題・目標設定と取組の概要
- (2) 三側面の取組
 - ①経済面の取組
 - ②社会面の取組
 - ③環境面の取組
- (3) 三側面をつなぐ統合的取組
 - (3-1) 統合的取組の事業名（自治体SDGs補助金対象事業）
 - (3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）
- (4) 多様なステークホルダーとの連携
- (5) 自律的好循環
- (6) 資金スキーム
- (7) スケジュール

※各項目の評価基準及び記載内容の詳細については、「2019年度SDGs未来都市等選定基準（評価項目と評価・採点方法）」、「2019年度SDGs未来都市等提案書（提案様式1）」、「2019年度SDGs未来都市等提案書の記載内容と留意事項」、「2019年度自治体SDGsモデル事業提案概要（提案様式2）」、「2019年度自治体SDGsモデル事業提案概要の記載内容と留意事項」、「2019年度三側面をつなぐ統合的取組の初年度の事業費等（提案様式3）」及び「2019年度三側面をつなぐ統合的取組の初年度の事業費等の記載内容と留意事項」のとおりとする。

※SDGs未来都市とは

SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。

※自治体SDGsモデル事業とは

自治体SDGsモデル事業とは、SDGs未来都市の中で実施予定の先導的な取組として選定されるものである。地方公共団体によるSDGsの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業であり、SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を指す。

① 統合的取組による全体最適化の考え方

統合的取組が、経済・社会・環境各側面の個別効果だけでなく、三側面のバランスが留意された、目標全体で適正な効果が得られるものであること。

② 統合的取組による相乗効果等の創出の考え方

経済・社会・環境のそれぞれの分野の課題解決につながる取組を進めるとともに、三側面をつなぐ統合的取組を実施することで、各分野における双方向の、より高い相乗効果等の創出を目指す。それぞれの分野の課題については、提案者の状況に応じて設定し、SDGsのゴールの達成に資する取組を提案されたい。なお、設定するゴール、ターゲットは、17のゴール、169のターゲットからそれぞれ複数を選択することが望ましいが、任

意の1つずつのゴール、ターゲットを設定することも妨げるものではない。また、17のゴール、169のターゲットすべてを自治体SDGsモデル事業の対象として掲げる必要はない。

③ 多様なステークホルダーとの連携の考え方

多様なステークホルダーとの連携を通して、自律的好循環が見込める事業であること。

④ 自律的好循環の考え方

将来的に補助金による支援に頼らず、事業として自走すること。

4. 提案者

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

※1つの都道府県、市区町村が、複数の提案の提案者（共同提案者含む）となることはできない。ただし、1つの提案の提案者が、別の提案において、関連するステークホルダーとして連携することを妨げるものではない。

5. 提案・提出書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

- ①2019年度SDGs未来都市等提案書（提案様式1）
- ②2019年度自治体SDGsモデル事業提案概要（提案様式2）
- ③2019年度三側面をつなぐ統合的取組の初年度の事業費等（提案様式3）
- ④参考資料（必要に応じて添付すること）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するものか明らかであるようにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

評価は、基本的に、提出された提案様式1、提案様式2及び提案様式3に記載された内容に基づき行うため、必要な事項はできる限り提案様式1、提案様式2及び提案様式3に記載すること。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載し、提案様式1は15～50頁程度、提案様式2は1頁、提案様式3は2頁以内で記載すること。

6. 留意事項

提案に当たっては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版」、「SDGs アクションプラン 2019」及びコンセプトを十分に踏まえたものとする
こと。

提案内容に係る事務局への相談については、透明性等の確保の観点から、提
案書類が提出された以降は受け付けない。

提案に当たり、自治体SDGs推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び
担当者へ選定の陳情等を行うことは意味を持たない。SDGs未来都市等の
公募期間中及び選定期間中に、万一陳情等があった場合は、無条件で選定対象
から除外する。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照
会する等の行為についても厳に慎むこと。

自治体SDGsモデル事業の推進においては、自治体SDGs補助金の交
付に加えて「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」により支援してい
くものであり、対象経費を明確に切り分けた上で、「地方創生推進交付金」を
含めて、他の国庫補助金等も組み合わせ有効活用することが推奨される。

その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その
補助制度の活用が優先され、自治体SDGs補助金の対象とはならない。

また、SDGsの推進については、地方公共団体が主体的に計画の策定等に
取り組むべきであり、知見等の蓄積の観点から、事業者等に一括委託とする経
費については、原則として対象外とする。

7. 2018年度SDGs未来都市選定都市からの提案について

2018年度SDGs未来都市に選定された都市からの提案については、既に自
治体SDGsモデル事業に選定された都市(10)については、応募対象外とする
が、SDGs未来都市にのみ選定された都市(19)については、自治体SDGs
モデル事業について提案できるものとし、下記のとおり取り扱う。

(1) 提案内容について

「1. 全体計画」については、「SDGs未来都市計画の改定に係る基本的
な考え方」のとおり、SDGs未来都市は、都市・地域からの提案に基づき選
定されたものであることから、選定時の提案内容の実現に向けて努力すること
が求められるため、提案書類提出時点での「SDGs未来都市計画」を基本と
し、2021年までの期間とする計画を作成することとする。

なお、「2. 自治体SDGsモデル事業（特に注力する先導的取組）」の提案に伴う変更箇所については、朱書き等により加筆修正箇所が分かるよう記載すること。

（2）提案の評価について

評価にあたっては、「1. 全体計画」については、自治体SDGs推進評価・調査検討会による評価の対象外とする。

（3）SDGs未来都市計画の取扱いについて

2018年度既にSDGs未来都市に選定された都市のうち、2019年度選定において自治体SDGsモデル事業に選定された都市については、既存のSDGs未来都市計画を改定するものとし、「1. 全体計画」及び「2. 自治体SDGsモデル事業（特に注力する先導的取組）」ともに2021年度までの計画期間とする。

8. 提案書類の提出方法、募集期間等

（提出方法）

提案書類（提案様式1、提案様式2、提案様式3及び参考資料）は、次に掲げるとおり郵送等及び電子メールの双方で提出すること。

1. 郵送等による提出

※封筒に「SDGs未来都市等提案書類在中」と朱書き記載すること。

① 紙媒体：正（公印押印済みのもの）、副 計2部

（A4、両面、パンチ（左2穴））

提案様式1、提案様式2、提案様式3、参考資料一覧及び参考資料の順に並べ、ダブルクリップ等でまとめる。

② 電子媒体：1セット（CD-R）

提案様式1、提案様式2、提案様式3、参考資料一覧及び参考資料

※提案様式1、提案様式2及び提案様式3は、「（5桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（提案者名）提案様式1、2、3」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_190301_〇〇県〇〇市_提案様式1、2、3）

※参考資料一覧及び参考資料は、「（5桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（提案者名）参考資料」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：00000_190301_〇〇県〇〇市_参考資料）

※電子媒体には「(5桁の都道府県・市区町村コード)(提出日)(提案者名)SDGs未来都市等提案書類」と記載すること。

(例:00000_190301_〇〇県〇〇市_SDGs未来都市等提案書類)

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

2. 電子メールによる提出

提案様式1、提案様式2及び提案様式3

※メール件名は「【提出】(5桁の都道府県・市区町村コード)(提出日)(提案者名)SDGs未来都市等提案書類」とすること。

(例:【提出】00000_190301_〇〇県〇〇市_SDGs未来都市等提案書類)

※提案様式1、提案様式2及び提案様式3は、「(5桁の都道府県・市区町村コード)(提出日)(提案者名)提案様式」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

(例:00000_190301_〇〇県〇〇市_提案様式1、2、3)

※参考資料は電子メールで送付する必要はない。

※5桁の都道府県・市区町村コードについて、共同提案の場合は、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については必ず、事務局まで直接問い合わせること。

(受付期間)

2019年2月20日(水)～2019年3月6日(水)正午

(受付締切)

2019年3月6日(水)正午必着

※締切後の提出は一切認めない。

(郵便事情等で郵送等による提出が遅れる場合は、電子メール到着を提出と見なす。)

(提案書類の扱い)

提出された提案書類については、選定プロセス終了後、原則公開する。

非公表扱いを希望する資料については、資料の右肩に、「非公表資料」

と記載すること。

(提出先)

1. 郵送等による提出

内閣府地方創生推進室 環境・SDGs・モデルケース担当
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階

2. 電子メールによる提出

g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

9. 提案後の流れ

提案後の流れは以下を予定している。

2019年2月20日(水)～3月6日(水) 正午 提案受付

3月8日(金)以降 自治体SDGs推進評価・調査検討会による評価

・4月 書面評価、ヒアリング対象団体の決定

※ヒアリング対象団体には4月下旬を目処に日程等の通知

・5月上旬(連休明けを想定) ヒアリングの実施

・5～6月 SDGs未来都市等の選定案の作成

5～6月 SDGs未来都市等の選定

6月 自治体SDGs補助金 交付申請

夏頃 自治体SDGs補助金 交付決定

10. 問い合わせ先

制度の概要、提案内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進室

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話：03-5510-2175

地域	担当者
北海道内の地方公共団体	亀山
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県内の地方公共団体	林
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県内の地方公共団体	西原

新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県内の地方公共団体	山路
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の地方公共団体	鬼頭
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県内の地方公共団体	佐藤
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県内の地方公共団体	佐々木

2019年度SDGs未来都市等選定基準(評価項目と評価・採点方法)

SDGs未来都市及び、SDGs未来都市の中でも先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として選定する際に使用する基準。

I. 事務局による整理(外形要件等)

評価項目	評価・採点方法	評価・採点の視点
全体計画(自治体全体でのSDGsの取組)		
① 将来ビジョン	○×	・評価、採点に必要な事項が記載されているか ・過度に冗長な表現となっていないか
② 自治体SDGsの推進に資する取組	○×	
③ 推進体制	○×	
④ 自治体SDGsの取組実現可能性	○×	
自治体SDGsモデル事業(特に注力する先導的取組)		
① 自治体SDGsモデル事業での取組提案	○×	・評価、採点に必要な事項が記載されているか ・過度に冗長な表現となっていないか
外形及び制度面等に係る事務局整理		
—	意見	【提案全般について】 ・募集要領等の内容に則した提案か 【1 全体計画(自治体全体でのSDGsの取組)及び 2 自治体SDGsモデル事業(特に注力する先導的取組)について】 ・記載内容が十分か、または、記載内容の説明が十分か

II. 自治体SDGs推進評価・調査検討会による評価

評価項目	評価・採点方法 (合計135点)	評価・採点の視点
1 全体計画(自治体全体でのSDGsの取組)		
1 将来ビジョン		
(1) 地域の実態	0~5	・様々な歴史的経緯や立地条件、人口、産業経済等を踏まえ、地域の課題や特性、資源等を把握しているか ・他の自治体と比較して優位な側面や劣った点を把握しているか
(2) 2030年のあるべき姿	0~5	・バックキャストの発想を有効に機能させ、住民生活の質(QOL)の向上につながる中長期の視点から持続可能なまちの姿を描いているか
(3) 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット	0~5	・2030年のあるべき姿の実現に向けた適切な政策目標(優先的に取り上げるゴール、ターゲット)が設定されているか
2 自治体SDGsの推進に資する取組		
(1) 自治体SDGsの推進に資する取組	0~10	・2030年のあるべき姿の実現に向け、選定後の3年間実施する取組が、包括的かつ戦略的であり、具体的に記載されているか
(2) 情報発信	0~5	・自らの責任を以って、取組を効果的に発信し、普及啓発できる見込みがあるか
(3) 普及展開性(自治体SDGsモデル事業の普及展開を含む)	0~5	・取組体制、取組方法、取組内容等が、SDGsに取組む他の地域にとって活用しやすい内容か といった視点を踏まえた、類似の背景・課題・資源を持つ地域への展開策があるか。
3 推進体制		
(1) 各種計画への反映	0~5	・自治体行政におけるSDGsの主流化に向け、各種計画へのSDGsの反映が進んでいる(または今後予定されている)か
(2) 行政体内部の執行体制	0~5	・首長のリーダーシップの下、行政内の様々なセクター間を調整し、2030年のあるべき姿に向かって協働することのできる執行体制が整備されている(または今後整備される)か ・適切な指標を用いた進捗管理を行う見込みがあるか
(3) ステークホルダーとの連携	0~10	・2030年のあるべき姿に向かって、多様なステークホルダーが連携することのできる体制が整備されている(または今後整備される)か ・多様なステークホルダーとの連携及びそのメリットが具体的に記載されているか
(3-1) 域内外との連携 ※住民、企業・金融機関、教育・研究機関、NPO等		
(3-2) 自治体間の連携(国内)		
(3-3) 国際的な連携		
4 自治体SDGsの取組実現可能性		
自治体SDGsの推進に向けた取組の実現可能性	0~10	・「2 自治体SDGsの推進に資する取組」及び「3 推進体制」について、地域の実態を踏まえた実現可能な取組となることが具体的に記載されているか
2 自治体SDGsモデル事業(特に注力する先導的取組)		
1 自治体SDGsモデル事業での取組提案		
(1) 選択したゴール、ターゲットの達成に向けた効果		
(1-1) 経済面	0~5	・設定した課題、目標の解決、達成に具体的に貢献する取組が記載されているか ・適切なKPIが設定されているか
(1-2) 社会面	0~5	
(1-3) 環境面	0~5	
(2) 三側面をつなぐ統合的取組		
(2-1) 統合的取組による全体最適化	0~15	・経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組により、個別効果だけでなく、三側面のバランスが留意された、目標全体で適正な効果が得られる取組か ・統合的取組により、部分最適ではなく、全体最適化に至る理由及びその過程における工夫等が記載されているか ・持続可能なまちづくりに向けた先導的な取組か
(2-2) 経済、社会、環境の各側面の相乗効果等	0~15	・目標間の関係性に十分留意している取組か ・トレードオフの緩和が図られる取組か ・シナジー効果の創出が図られる取組か ・地域の優先的な取組課題を明らかにし、適切なKPIが設定されているか
(3) 多様なステークホルダーとの連携	0~5	・自治体SDGsモデル事業の推進にあたり、住民、民間企業・金融機関、NGO・NPO、教育・研究機関等の広範で多様なステークホルダーの参画を得ることができる取組が記載されているか ・モデル事業における各ステークホルダーの位置づけ、役割が記載されているか
(4) 自律的好循環	0~10	・ビジネスを通じた社会的課題解決、域内での循環型経済の進展、地域の人的資産の交流等を通じて、地域の経済・社会・環境システムの自律的好循環を創出する取組が記載されているか
(5) 自治体SDGsモデル事業の実現可能性	0~10	・地域資源、推進体制等の地域の実態を踏まえた実現可能な取組となることが具体的に記載されているか
3 委員による参考意見		
一括委託の回避に向けた委託事業内容の確認 例:「事業構想、計画策定のための経費」について、策定過程すべてを委託事業としていないか 等	(一括委託になっていると思われる理由等を右欄に記入)	—
提案における、モデル性、インパクト、波及性など特に注目すべき取組に関するコメント等	(SDGs未来都市として選定すべき特段の理由がある場合は右欄に記入)	—

2019 年度SDGs未来都市等提案書(提案様式1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方公共団体の長の氏名 印
(共同で提案を行う者の氏名 印)

※ 氏名の記載を自著で行う場合には押印省略可

提案全体のタイトル	〇〇〇〇
提案者	〇〇〇〇 ※複数の地方公共団体が共同で提案する場合には、代表となる提案者に◎を付す。
担当者・連絡先	担当者の所属 〇〇〇〇 ※複数の地方公共団体が共同で提案する場合には、取りまとめ担当者を記す。 氏名 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇 ファックス番号 〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇〇

- **留意事項** ※提出する提案書からは本頁を削除すること。

【文量について】

- 簡潔で読みやすい提案書となるよう意識し、**全体で15～50頁程度**で作成すること。
- 過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。
- 優先順位の低い内容については、本編ではなく参考資料として添付すること。参考資料は、頁数の目安(15～50頁程度)に含めないが、必要なものを厳選して添付すること。

【体裁等について】

- 文字は注記、解説、表中の記述等を除き原則として11ポイント以上の大きさとすること。
- 文章の語尾は「です・ます調」ではなく、「だ・である調」に統一すること。
- 改ページの位置は変更しないこと。
- 必要に応じ、図や画像を使用して作成すること。
- 必要に応じ、客観的、定量的なデータを記載すること。
- 地域固有の事情の説明等で文章が長くなる場合については、必要に応じ、「解説」として各記載欄の末尾に付記すること。

【その他】

- SDGs未来都市に選定された場合、提案書の内容を基にSDGs未来都市計画を作成頂くが、提案書の内容とSDGs未来都市計画の内容に相当程度の齟齬が生じることはできない。ただし、自治体SDGs推進評価・調査検討会や自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース等からの助言等への対応のために生じる齟齬は、この限りではない。

(事業費)

3年間(2019～2021年)総額:〇〇千円

(4) 多様なステークホルダーとの連携

- 連携する団体・組織名と、モデル事業における位置付け・役割を可能な限り具体的に記載すること。
- 自治体ssモデル事業の実施体制として、コンソーシアム等が形成されている場合には、その概要について記載すること。(今後形成する予定がある場合には、その旨明記すること。)
- 連携する団体・組織と調整中の理由により固有名詞等を記載することが困難な場合は、団体概要(例:民間企業、一般社団法人等)に留めて構わない。

団体・組織名等	モデル事業における位置付け・役割
〇〇〇〇	〇〇〇〇

(6) 資金スキーム

(総事業費)

- 自治体SDGsモデル事業での取組提案にかかる3年間の総事業費(2. 1(2)及び(3-1)の事業費の合計額)について、概算額を記載するとともに、表に記載すること。

(活用予定の支援施策)

- 活用を予定している国の支援施策について、表に記載すること。必要に応じ、行を追加して記載すること。
- なお、記載の有無は、自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースによる支援の申請条件となるものではない。

(民間投資等)

- 民間企業による投資等、地方公共団体の自主財源及び国の支援施策以外の財源の活用について、記載すること。できる限り、定量的に記載されていることが望ましい。

(総事業費)

3年間(2019~2021年)総額:〇〇千円

(千円)

	経済面の取組	社会面の取組	環境面の取組	三側面をつなぐ統合的取組	計
2019年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
2020年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
2021年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(活用予定の支援施策)

支援施策の名称	活用予定年度	活用予定額(千円)	活用予定の取組の概要
〇〇〇〇補助金(〇〇省)	(例)2019	〇〇	(例)〇〇〇〇の取組の〇〇〇〇に係る部分について、活用予定。(申請済)
	〇〇	〇〇	
	〇〇	〇〇	
	〇〇	〇〇	

(7)スケジュール

- モデル事業(三側面の取組及び統合的取組)のスケジュールを記載すること。
- どの時期に何が達成されるか(例:〇年〇月までに拠点整備、〇年〇月までに人材育成プログラム開発等)がわかるよう具体的に記載すること。
- 現段階では、2020～2021年のスケジュールはおおまかな予定で構わないが、各年度の進捗評価の際に、次年度のスケジュールを詳細に更新していただく予定である。

	取組名	2019年度	2020年度	2021年度
統合	〇〇〇〇			
経済	〇〇〇〇			
社会	〇〇〇〇			
環境	〇〇〇〇			

※記載例

	取組名	2019年度	2020年度	2021年度
統合	〇〇〇〇事業	事業計画の策定 (～8月) → 〇〇協議会設立 (～10月) → 〇〇〇〇の整備 (～1月) → 試験運用 (～3月) →	〇〇〇〇の本格運用 → 〇〇協議会の幸員拡充 →	〇〇〇〇の普及展開 →
経済	①-1 〇〇〇〇の取組	〇〇導入検討調査 (～9月) → 事業者募集 (～11月) → 〇〇の開発 (～1月) → 試験運用・実証調査 (～3月) →	改良検討 → 本格運用 → イベント実施 → 〇〇〇〇と連携した取組推進 →	〇〇〇〇の普及展開 →
社会	②-1 〇〇〇〇の取組	〇〇計画の策定 (～9月) → 事業者募集 (～11月) → 〇〇の企画・準備 (～1月) → イベントの実施 (～3月) →	イベント実施 → 〇〇〇〇と連携した取組推進 →	〇〇の本格運用及び検証 →
環境	③-1 〇〇〇〇の取組	〇〇導入検討調査 (～12月) → 〇〇導入に係る〇〇の整備 (～3月) →	〇〇の試験運用 →	〇〇の本格運用及び検証 →

事業名:○○○

提案者名:○○○○

取組内容の概要

- ・提案様式2は、1頁で記載すること。
- ・取組内容の概要について、必要に応じ、図や画像を使用して表すこと。
- ・関連するSDGsの17のゴールは、アイコンを使用して表すこと。

・下記の図は、自治体SDGsモデル事業のイメージ図である。自治体SDGsモデル事業提案概要を表す際の参考とすること。
ただし、これ以外の表記を妨げるものではない。

三側面をつなぐ統合的取組を実施し、経済面の取組が推進されることにより、社会面の取組に生じる効果(相乗効果等)について記載

<事業イメージ>

経済

社会

提案都市の課題A...○○○の停滞

提案都市の課題B...○○○の確保

経済成長と雇用、インフラ、産業化、イノベーション等

自治体SDGs補助金
三側面をつなぐ統合的取組
○○○共通基盤の整備
○○○ハブの整備 等

- 課題Aを解決するための取組①
- 課題Aを解決するための取組②
- ...

- 課題Bを解決するための取組①
- 課題Bを解決するための取組②
- ...

8 働きがいの経済成長を
促進しよう

環境面の相乗効果①
○○○の向上

社会面の相乗効果①
○○○の増加

経済面の相乗効果①
○○○の解消

環境面の相乗効果②
○○○の減少

保健、教育 等

9 働きがいも経済成長も
促進しよう

環境面の相乗効果②
○○○の減少

社会面の相乗効果②
○○○の解消

環境面の相乗効果②
○○○の減少

社会面の相乗効果②
○○○の解消

3 すべての人に
健康と福祉を
もたらす

4 質の高い教育を
みんなに

環境

提案都市の課題C...○○○の悪化

- 課題Cを解決するための取組①
- 課題Cを解決するための取組②
- ...

2019年度 SDGs 未来都市等 選定に係るQA

平成31年2月19日時点

第2版（未定稿）

※緑文字追記

1. 制度全般 1

1. SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業は、何年間続ける予定か。 1
2. 自治体SDGsモデル事業には選定されず、SDGs未来都市に選定された場合、提案した事業は実施する必要があるか。また、フォローアップはなされるか。 1
3. 自治体が策定する計画の内容如何。 1
4. フォローアップはどのような形式で行われるのか。 1
5. 自治体SDGsモデル事業補助金は3カ年継続事業であるか。 1
6. 各自治体の提案数について制限はあるか。 2
7. 自治体SDGsモデル事業は提案せず、SDGs未来都市に応募することは可能か。 2
8. 自治体SDGsモデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額）及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。 2
9. 2018年度選定都市において提案された内容と同内容又は類似の提案については、対象外となるのか。 2
10. 選定基準の変更理由、内容如何。 2
11. 2018年度選定からの変更内容如何。 3

2. 都市選定 3

12. 選定基準の「Ⅱ. 1. 4（自治体SDGsの推進に向けた取組の実現可能性）及び「Ⅱ. 2. 1（5）自治体SDGsモデル事業の実現可能性」について、記載する必要があるか。 3
13. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。また、地方創生推進交付金申請時に記載するKPIと合わせた方が良いか。 3
14. 地方創生推進交付金申請予定事業は、提案様式に複数記載してもよいか。 3
15. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。また、総花的とは定量的にいくつ以上のことを指すか。 3
16. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。 4
17. 定額補助の対象事業について、どこに記載すればよいか。 4
18. 提案様式1の「1. 全体計画」と「2. 自治体SDGsモデル事業」の書き分けが難しい。内容が重複しても良いか。 4
19. 提案様式1の「1. 1（3）2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」及び「1. 2（1）自治体SDGsの推進に資する取組」について、KPIの記載は任意であるが、その場合の記載方法如何。 4
20. 提案様式1の「1. 3（1）各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自治体の計画に明記されている必要があるか。また、SDGsという文言が明記されていなくても、SDGsに資すると判断した計画を明記しても良いか。 4
21. 提案様式1の「2. 1（3-1）統合的取組の事業名（自治体SDGs補助金対象事業）」の欄の「（取組概要）」はどの程度の詳細を記載すべきか。 5
22. 提案様式1の「2. 1（3-2）三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）」の項目は何を書けばいいのか。 5
23. 提案様式1の「2. 1（3-2）三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）」の相乗効果について、6側面すべて記載する必要があるか。 5
24. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。 5
25. 提案様式2の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の記載方法如何。 6

26.	提案様式3の追加理由如何。.....	6
27.	提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。.....	6
28.	提案書類に添付する参考資料の量に上限はあるか。.....	6
29.	遠隔の自治体による共同提案のため、公印入りの申請書作成に時間を要する。配慮 いただけないか。.....	6
30.	市区町村が提案を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。.....	6
31.	自治体SDGs推進評価・調査検討会の役割は。.....	6
32.	環境モデル都市、環境未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。... 7	7
33.	SDGsに関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利な扱いとなる のか。.....	7
34.	SDGs未来都市は、135点満点で30都市を選定するのか。（または、選定基準の 「1 全体計画」のみで評価するのか）。.....	7
35.	1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。.....	7
36.	提案様式1の記載内容が50頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となる か。.....	7
37.	ヒアリングはどのように行うのか。.....	8
38.	ヒアリング対象外となった場合、ただちに選定対象外となるのか。.....	8
39.	既存の取組を発展させる形で、自治体SDGsモデル事業を組成することは可能 か。新規取組に限るのか。.....	8
40.	応募時点において民間企業を含むステークホルダーとどの程度合意している必要が あるか。.....	8
41.	応募時点においてステークホルダーとの連携について、どの程度合意している必要 があるか。.....	8
42.	海外の主体との連携について、具体的に想定しているものはあるか。.....	8
43.	提案様式1において、地方創生推進交付金申請予定事業を明記させる欄があるがそ の意図は。.....	8
44.	申請期間中の事前相談は受け付けるのか。.....	9
45.	不採択の場合も提案書類は公表されるのか。.....	9
46.	バックキャストとは何か。.....	9

3. 既にSDGs未来都市に選定された都市からの提案..... 9

47.	既にSDGs未来都市に選定された都市も、提案することができるのか。.....	9
48.	2018年度に既に「SDGs未来都市」に選定された都市（自治体SDGsモデル事業 選定都市含む。）が、共同提案者となることは可能か。.....	9
49.	「全体計画」「自治体SDGsモデル事業」双方とも新たに作成する必要があるの か。.....	9
50.	「自治体SDGsモデル事業」について、前回と同内容の提案を行ってもよいか。 10	10

4. 自治体SDGs補助金、自治体SDGsモデル事業..... 10

51.	自治体SDGsモデル事業の例としてどのようなものを想定しているか。.....	10
52.	提案様式1の2. 1（3-1）に記載があるとおり、三側面をつなぐ統合的取組が 補助金の対象事業となるのか。.....	10
53.	自治体SDGsモデル事業の取組について、各側面の取組は自治体の自主財源で行 い、つなぐ取組には補助金が充てられるという理解で良いか。.....	10

54.	補助金の対象事業は三側面をつなぐものである必要があるか。（1側面または2側面の取組ではダメか。）	10
55.	いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。	10
56.	自治体の予算計上のスケジュールの指定はあるか。	11
57.	事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。	11
58.	自治体SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は初年度から活用しなくてもいいか。	11
59.	自治体SDGsモデル事業に選定された場合、地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される事業についても補助対象となり得るか。	11
60.	補助金の対象事業について、2020年度への繰越は可能か。	11
61.	複数年度にわたって、自治体SDGsモデル事業の補助を受けることは可能か。	11
62.	補助金の対象に関し、事前着手は可能か。	12
63.	「事業実施経費」は、事業費全体は2,000万円を超えても構わないか。（事業費全体を2,000万円以下に抑える必要があるか）	12
64.	自治体SDGsモデル事業補助金の事業実施経費に係る地方財政措置はどのようになるのか。	12
65.	「他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本補助金の対象とならない」とあるが、この判断はどのように行えばよいか。（事前に国に確認することは可能か。）	12
66.	複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか。また、地方創生推進交付金の扱い如何。	12
67.	共同申請して自治体SDGsモデル事業に採択された場合、全ての自治体において自治体SDGsモデル事業にかかる予算執行が必要なのか。	13
68.	自治体SDGsモデル事業は提案せず、SDGs未来都市に応募することは可能か。（再掲）	13
69.	自治体SDGsモデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額）及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。（再掲）	13
70.	既存施設の賃貸料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。	13
71.	特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。	13
72.	既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。	14
73.	公用車の購入費等は補助対象となるか。	14
74.	設備をリースにより導入することは可能か。	14
75.	補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。	14
76.	自治体SDGsモデル事業は選定されなかったSDGs未来都市20都市は、計画策定に係る資金支援はないのか。	14
77.	事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする理由如何。	14
78.	「一括委託」の判断基準如何。	15
79.	一括委託と判断された場合、直ちに選定対象外となるのか。	15

5. 地方創生推進交付金..... 15

80.	地方創生推進交付金の弾力措置の対象となる事業は、提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」の提案に含まれていた事業に限定されるか。	15
81.	複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金は、どの自治体に交付されるか。また、地方創生推進交付金の扱い如何。（再掲）	15
82.	枠外となる地方創生推進交付金の申請、交付決定、執行スケジュール如何。また、地域再生計画の策定は、本申請様式をもって代えられるのか。	15

- 83. 選定された都市は地方創生推進交付金の申請にあたって審査は必要か。..... 16
- 84. 普及啓発の取組にも地方創生推進交付金を活用できるか。その際の提案様式の記載方法は。 16

1. 制度全般

1. **SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業は、何年間続ける予定か。**
 - ・財務当局との調整にもよるが、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定は2018年度から2020年度までの3年間を想定している。
 - ・2018年度選定都市は、2018～2020年度の3年間の計画を策定している。2019年度の選定都市は、同じく2019～2021年度の3年間の計画を策定する。

2. **自治体SDGsモデル事業には選定されず、SDGs未来都市に選定された場合、提案した事業は実施する必要があるか。また、フォローアップはなされるか。**
 - ・SDGsの推進に向けた取組は積極的に実施されるべきであると考えている。
 - ・自治体SDGsモデル事業に選定された都市以外のSDGs未来都市についても、当該都市の活動について報告をお願いするなど、フォローアップを行うことを検討している。

3. **自治体が策定する計画の内容如何。**
 - ・自治体SDGsモデル事業に選定された都市については、自治体SDGsモデル事業の計画及びSDGs達成に向けた取組に関する計画を策定いただく。
 - ・それ以外の選定都市については、各都市のSDGs達成に向けた取組に関する計画を策定いただく。
 - ・2018年度 選定都市の計画は、内閣府HPに掲載しており、ご参考とされたい。

4. **フォローアップはどのような形式で行われるのか。**
 - ・各都市の計画に基づく取組について、年度ごとに、進捗評価様式に基づき、自治体SDGs推進評価・調査検討会において進捗評価を行う。
 - ・自治体SDGs推進評価・調査検討会において、進捗評価様式が策定されたところであり、内閣府HPに掲載しており、ご参考とされたい。

5. **自治体SDGsモデル事業補助金は3カ年継続事業であるか。**
 - ・「取扱い」に記載のとおり、補助金は単年度事業であり、翌年度の補助金交付は

実施しない。

- ・自治体SDGsモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてSDGsの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであり、同一の自治体に二度同じ補助金を交付することは考えていない。

6. 各自治体の提案数について制限はあるか。

- ・「募集要領」に記載のとおり、1つの都道府県、市区町村が、複数の提案の提案者(共同提案者含む)となることはできない。

7. 自治体SDGsモデル事業は提案せず、SDGs未来都市に応募することは可能か。

- ・SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。
- ・従って、自治体SDGsモデル事業提案のない都市を選定することは考えていない。

8. 自治体SDGsモデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額）及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。

- ・自治体SDGsモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてSDGsの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであることから、双方の予算の執行が必要である。

9. 2018年度選定都市において提案された内容と同内容又は類似の提案については、対象外となるのか。

- ・2018年度選定都市の提案内容と、同じ又は類似であることをもって提案をただちに選定対象外となるものではない。選定基準に基づき、有識者検討会において評価されるものである。

10. 選定基準の変更理由、内容如何。

- ・選定基準は、第11回自治体SDGs推進評価・調査検討会における議論を経て策

定されたものである。主に、今年度策定した『SDG s 未来都市計画』のフォーマットを踏まえた構成及び表現内容の変更や、配点区分の統合、評価・採点における視点の追加等を行ったものである。

11. 2018年度選定からの変更内容如何。

- ・選定基準の改正、提案様式の見直しを行ったほか、提案時において、補助金対象事業の経費の使途を確認するため、新たに提案様式3を追加した。

2. 都市選定

12. 選定基準の「Ⅱ. 1. 4（自治体SDG sの推進に向けた取組の実現可能性）及び「Ⅱ. 2. 1（5）自治体SDG sモデル事業の実現可能性」について、記載する必要があるか。

- ・選定基準と提案様式はそれぞれの目的が異なるため、記載事項等が異なっていることに留意されたい。選定基準の「1. 4」及び「2. 1（5）」は当該項目の評価・採点の視点を踏まえて提案全体を見て、評価することとなる。

13. K P Iは、SDG sの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。また、地方創生推進交付金申請時に記載するK P Iと合わせた方が良いか。

- ・SDG sの指標は統一的なものがまだ整備されていないことから、設定したゴール及びターゲットに基づき、適切な指標を設定いただきたい。
- ・本提案のK P Iと地方創生推進交付金のK P Iを合わせる必要はない。それぞれの趣旨に合わせて、記載いただきたい。

14. 地方創生推進交付金申請予定事業は、提案様式に複数記載してもよいか。

- ・複数の取組に対して記載することは可能である。但し、SDG s 未来都市に選定された場合、地方創生推進交付金の申請事業数の上限枠外として申請が可能となるのは1事業である。

15. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。また、総花的とは定量的にいくつ以上のことを指すか。

- ・地域の状況に応じて、優先的なゴール・ターゲットを適切に選択いただきたい。なお、三側面すべてに1つ以上設定する必要があることにご留意されたい。

- ・ 定量的な要件を示すことはできないが、ゴール及びターゲットは各地域の実情を踏まえて戦略的に選定されるべきであるという趣旨で記載したものである。
16. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。
- ・ 地域の状況に応じて、優先的なターゲットを選択いただきたい。
 - ・ ゴールやターゲットの設定が選定基準「1. 1（3）」にも含まれる点を留意されたい。
17. 定額補助の対象事業について、どこに記載すればよいか。
- ・ 提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」、「1. 2（2）情報発信」または「1. 2（3）普及展開性」に記載いただきたい。
18. 提案様式1の「1. 全体計画」と「2. 自治体SDGsモデル事業」の書き分けが難しい。内容が重複しても良いか。
- ・ 重複については問題ないが、「2. 自治体SDGsモデル事業」では記載要領・選定基準を参考に、自治体SDGs補助金を活用する予定の特に注力する事業を特出しして記載いただきたい。
19. 提案様式1の「1. 1（3）2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」及び「1. 2（1）自治体SDGsの推進に資する取組」について、KPIの記載は任意であるが、その場合の記載方法如何。
- ・ KPIの記載は任意であるが、記載しない場合は同欄に「-」を記載いただきたい。
- なお、ゴール、ターゲットについては必須記載であることにご留意されたい。
- ・ また、評価・採点の視点において、取組は具体的であるかの観点も含まれていることにご留意されたい。
20. 提案様式1の「1. 3（1）各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自治体の計画に明記されている必要があるか。また、SDGsという文言が明記されていなくても、SDGsに資すると判断した計画を明記しても良いか。
- ・ 提案様式1の「記載内容と留意事項」に記載のとおり、今後の反映予定についても記載可能である。

- ・なお、SDGsや持続可能な開発目標といった文言がない計画は位置づけが不明であることから、貴自治体内において当該計画がSDGsに資すると整理したもののみ記載されたい。

21. 提案様式1の「2. 1 (3-1) 統合的取組の事業名（自治体SDGs 補助金対象事業）」の欄の「（取組概要）」はどの程度の詳細を記載すべきか。

- ・自治体SDGs補助金を活用して行う事業の概要について過不足なく記載されたい。なお、当該項目について、自治体SDGs補助金以外の資金を活用して実施する三側面をつなぐ統合的取組を記載することを妨げるものではない。

22. 提案様式1の「2. 1 (3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）」の項目は何を書けばいいのか。

- ・同様式「2. 1 (3-2-1) 経済⇔環境」のうち「（経済→環境）」であれば、同様式「2. 1 (3-1) 統合的取組の事業名（自治体SDGs補助金対象事業）」の欄に記載した取組を実施し、「経済面」の取組を推進することにより、「環境面」の取組に生じる相乗効果（新たに創出される価値）を記載すること。
- ・なお、提案様式1の「記載内容と留意事項」において、下記のとおり記載しているため、ご参考とされたい。
- ・例えば、「経済→環境」については、(3-1)で設定した三側面をつなぐ統合的取組を実施し、(2)で設定した経済面（環境面）の取組が推進されることにより、環境面（経済面）の取組に生じる効果（トレードオフの緩和及びシナジー効果）について、記載すること。

例：〇〇〇（三側面をつなぐ統合的取組に）の活用により、経済面の〇〇〇の取組が改良・改善され、環境面において〇〇〇の増加という相乗効果（新しい価値）が創出される。

23. 提案様式1の「2. 1 (3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等（新たに創出される価値）」の相乗効果について、6側面すべて記載する必要があるか。

- ・相乗効果は6側面から測られるものであることから、すべて記載されたい。

24. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。

- ・特段妨げるものではないが、貴自治体がどのように関係しているかを記載された

い。

25. 提案様式2の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の記載方法如何。

- ・提案様式2の「記載内容と留意事項」を確認されたい。
- ・なお、様式2の記載ぶりは「記載内容と留意事項」に示すものに限るものではないことを付言する。

26. 提案様式3の追加理由如何。

- ・提案時における補助対象事業の具体的経費の使途を確認するためである。

27. 提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。

- ・締切前であれば差し替えは可能である。但し、締切後の差し替えは一切認めない。

28. 提案書類に添付する参考資料の量に上限はあるか。

- ・参考資料の量について特に上限を定めていないが、必要なものを厳選していただきたい。

29. 遠隔の自治体による共同提案のため、公印入りの申請書作成に時間を要する。配慮いただけないか。

- ・募集要領に記載したとおり、まずはメールで提案様式を提出いただきたい。
- ・郵送での提出が極端に遅くなる場合は、事務局に相談いただきたい。

30. 市区町村が提案を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。

- ・提案の提出に当たっては、都道府県を介する必要はない。

31. 自治体SDGs推進評価・調査検討会の役割は。

- ・検討会は、SDGs未来都市等の透明性、公平性、中立性を高めるため、SDGs未来都市等の選定基準の検討、SDGs未来都市等の選定案の作成に資する客観的評価及びSDGs未来都市等の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。

32. 環境モデル都市、環境未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。

- ・選定基準を確認いただきたいが、SDGs 未来都市は新たな制度・仕組みであることから、どの自治体も一から公平に評価されるものである。
- ・環境モデル都市・環境未来都市であった事実が選定に当たって有利となることはない。

33. SDGs に関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利な扱いとなるのか。

- ・選定基準に記載のとおり、評価の視点は「2030年のあるべき姿の実現に向け、選定後の3年間実施する取組が、包括的かつ戦略的であり、具体的に記載されているか」「地域の実態を踏まえた実現可能な取組となることが具体的に記載されているか」であり、既存の取組が優先されるわけではない。

34. SDGs 未来都市は、135点満点で30都市を選定するのか。（または、選定基準の「1 全体計画」のみで評価するのか）。

- ・SDGs 未来都市及び自治体SDGs モデル事業の選定案の作成に当たっては、有識者検討会において選定基準に則った点数及び参考意見並びにヒアリング結果により、総合的に判断されるものと思料。

35. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・様式の記載事項は、選定を行うために必要な事項であり、すべて記入して提出されることが望ましい。
- ・選定に当たって選定案を作成するのは有識者による検討会であり、その観点から事務局は責任をもってお答えする立場にないが、事務局による外形要件による整理においては、記載事項の不足は考慮する要件となるものと予想される。

36. 提案様式1の記載内容が50頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・提案に際しては、過度に冗長な記載や総花的な記載は避けるべきである。
- ・それを踏まえてもなお頁数を超過してしまう場合、直ちに失格となることは想定していないが、事務局による外形要件による整理においては、冗長な表記は考慮

する要件となるものと予想される。

37. ヒアリングはどのように行うのか。

- ・ 5月上旬の連休明けを想定している。
- ・ 2018年度選定同様、1団体 15～20分程度の中で、5～10分程度のプレゼンをしていただくことを想定している。

38. ヒアリング対象外となった場合、ただちに選定対象外となるのか。

- ・ 2018年度選定同様、ヒアリング対象となった団体からSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業を選定することを想定している。

39. 既存の取組を発展させる形で、自治体SDGsモデル事業を組成することは可能か。新規取組に限るのか。

- ・ 本事業は、経済・社会・環境の統合的な取組により相乗効果をもたらす取組を推進しており、既存の取組を発展させることは十分に考え得る。
- ・ 但し、既存の取組と全く同じ事業に補助金を充当することはできない。

40. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとどの程度合意している必要があるか。

- ・ 合意の程度について、当事務局が指定することはない。
- ・ 但し、自治体SDGsモデル事業として採択された際に、提案内容と相当程度異なる事業を行うことはできない。

41. 応募時点においてステークホルダーとの連携について、どの程度合意している必要があるか。

- ・ 合意の程度について、当事務局が指定することはない。
- ・ 提案者の判断において記載いただきたい。

42. 海外の主体との連携について、具体的に想定しているものはあるか。

- ・ 連携のテーマや形態は、自治体ごとに様々であると考えている。

43. 提案様式1において、地方創生推進交付金申請予定事業を明記させる欄があるがその意図は。

- ・ 各自治体における申請事業数の上限の枠外（追加1事業まで）の対象となる事業

を明確化するためである。

44. 申請期間中の事前相談は受け付けるのか。

- ・募集要領に記載のとおり事前相談は受け付ける。
- ・但し、当事務局は提案内容に関与しないことから、事業内容への助言等を行わない。

45. 不採択の場合も提案書類は公表されるのか。

- ・募集要領のとおり、原則公表することとしているが、非公表を希望する場合は、自治体の希望に応じて、非公表とする。

46. バックキャストイングとは何か。

- ・2030年時点でのどのような街の姿になっているか、そこに到達するためにはどう取組を推進していくかという発想である。詳細は「コンセプト」をご参照いただきたい。

3. 既にSDGs未来都市に

選定された都市からの提案

47. 既にSDGs未来都市に選定された都市も、提案することができるのか。

- ・募集要領のとおり、既に自治体SDGsモデルに選定された都市については、応募対象外とするが、SDGs未来都市にのみ選定された都市については、提案できるものとする。（但し、QA.46のとおり共同提案を除く。）

48. 2018年度に既に「SDGs未来都市」に選定された都市（自治体SDGsモデル事業選定都市含む。）が、共同提案者となることは可能か。

- ・QA.6のとおり、一つの都道府県、市区町村が複数の提案の提案者（共同提案者含む）となることができない。

49. 「全体計画」「自治体SDGsモデル事業」双方とも新たに作成する必要があるのか。

- ・SDGs未来都市は、都市・地域からの提案に基づき選定されたものであること

から、選定時の提案内容の実現に向けて努力することが求められるため、提案書類提出時点での「SDGs 未来都市計画」を基本とし、2021年までの期間とする計画を作成することとする。

50. 「自治体SDGsモデル事業」について、前回と同内容の提案を行ってもよいか。

- ・前回提案と同内容を再度提案することを妨げるものではない。

4. 自治体SDGs補助金、

自治体SDGsモデル事業

51. 自治体SDGsモデル事業の例としてどのようなものを想定しているか。

- ・地域の様々な課題に対して、貴自治体自らが解決策を考えていただくため、例は示していない。参考までに2018年度選定都市の事例を内閣府HPに掲載しているため、参考とされたい。

52. 提案様式1の2. 1（3-1）に記載があるとおりに、三側面をつなぐ統合的取組が補助金の対象事業となるのか。

- ・貴見のとおりである。

53. 自治体SDGsモデル事業の取組について、各側面の取組は自治体の自主財源で行い、つなぐ取組には補助金が充てられるという理解で良いか。

- ・補助対象事業は、三側面をつなぐ取組を求める。各側面の個々の取組等は、自主財源で行うほか各省庁の支援制度等を活用いただきたい。

54. 補助金の対象事業は三側面をつなぐものである必要があるか。（1側面または2側面の取組ではダメか。）

- ・補助対象事業は、三側面をつなぐ取組を求める。
- ・個別分野の取組等は、各省庁の支援制度等を活用いただきたい。

55. いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。

- ・既に貴自治体において一般財源等による支出が意思決定されている事業については、本補助金の目的である新たなモデルとなる事業を作り出す呼び水となるとい

う趣旨から外れるため、特定財源を見込んでの予算計上がなされることが望ましい。

56. 自治体の予算計上のスケジュールの指定はあるか。

- ・本補助金による支出を目的とした計上であれば、当事務局から時期、形態を指定することはない。
- ・但し、本補助金の交付決定は 2019年度夏頃を予定している。

57. 事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。

- ・既に自治体で実施を意思決定した事業の事業費を、本補助金で代替することはできない。

58. 自治体SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は初年度から活用しなくてもいいか。

- ・2019年度に選定された自治体SDGsモデル事業に対する本補助金の交付は2019年度のみであるため、初年度から補助金を活用できる事業を提案いただきたい。

59. 自治体SDGsモデル事業に選定された場合、地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される事業についても補助対象となり得るか。

- ・特別会計等から財源が拠出される事業についても、補助対象とすることは可能である。

60. 補助金の対象事業について、2020年度への繰越は可能か。

- ・「取扱い」に記載したとおり、本事業の執行は単年度とされたい。

61. 複数年度にわたって、自治体SDGsモデル事業の補助を受けることは可能か。

- ・「取扱い」に記載したとおり、本補助金は単年度事業であり、翌年度の補助金交付は実施しない。
- ・自治体SDGsモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてSDGsの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであ

り、同一の自治体に二度同じ補助金を交付することは考えていない。

62. 補助金の対象に関し、事前着手は可能か。

- ・補助事業は交付決定後に実施されるべきであり、事前着手は認められない。

63. 「事業実施経費」は、事業費全体は 2,000 万円を超えても構わないか。（事業費全体を 2,000 万円以下に抑える必要があるか）

- ・事業費全体が 2,000 万円を超えることは構わない。
- ・但し、事業実施経費に係る補助金の上限は 1,000 万円である。

64. 自治体SDGsモデル事業補助金の事業実施経費に係る地方財政措置はどのようなになるのか。

- ・補助金の事業実施経費の地方負担（対象経費の1/2）について、施設整備等のハード事業を行う場合については、通常の地方債を財源とすることが出来る事業と同様に、地方財政法第5条第5号に該当する場合に限り、地方債の対象となり得る。
- ・なお、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備をはじめとした他の国庫補助制度を地方負担の財源に充当することはできない。

65. 「他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本補助金の対象とならない」とあるが、この判断はどのように行えばよいか。（事前に国に確認することは可能か。）

- ・別添「平成31年度自治体SDGs関連予算調べ」をご参考の上、補助制度について疑問がある場合は、担当省庁又は当事務局にご質問いただきたい。必要であれば、地方創生コンシェルジュをご紹介することも可能である。
- ・なお、当事務局において各省庁における選定状況や採択の判断をお伝えすることはできないことについてご了承ください。

66. 複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか。また、地方創生推進交付金の扱い如何。

- ・補助金は、申請自治体へと交付される。なお、補助金の適切な切り分けによる複数者（共同申請者）による申請は可能であると考えているが、別途選定後に相談されたい。
- ・地方創生推進交付金についても同様であるが、別途選定後に相談されたい。

67. 共同申請して自治体SDGsモデル事業に採択された場合、全ての自治体において自治体SDGsモデル事業にかかる予算執行が必要なのか。
- ・共同申請は、すべての自治体に当該補助金による予算執行を求めるものではない。
 - ・従って、補助金による支出を伴わない、人的な協力等を行う場合でも共同申請者となりうる。
68. 自治体SDGsモデル事業は提案せず、SDGs未来都市に応募することは可能か。（再掲）
- ・SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。
 - ・従って、自治体SDGsモデル事業提案のない都市を選定することは考えていない。
69. 自治体SDGsモデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額）及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。（再掲）
- ・自治体SDGsモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてSDGsの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであることから、双方の予算の執行が必要である。
70. 既存施設の賃貸料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。
- ・「取扱い」に記載したとおり、地方公共団体が当然負担すべき経常的経費については原則的に対象外とする。自治体SDGsモデル事業として新たに価値を創造する取組を運営するための賃貸料等についてはこの限りではないと考えている。
71. 特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。
- ・他の対象経費と同様に、自治体SDGsモデル事業の趣旨に沿い、他のモデルとなる成功事例を創出するための本補助金については、モデル事業の実施に必要な不可欠な経費に該当するものが対象となる。

- ・言わずもがなであるが、当該助成が「三側面をつなぐ統合的取組」であり、当該取組による「相乗効果（新たに創出される価値）」及び「自律的好循環」がなされることが、様式1及び2に明示的に示される必要があることに留意されたい。
- ・補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき財産処分の制限がかかるとともに、補助金を充当した特定の個人や個別企業においても、3年間のモデル事業の運営に協力する義務があり、有識者等による進捗管理や他の自治体のモデルとしての視察対応等に協力いただくことが必要である。

72. 既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「用地の取得や造成に要する経費」の類似として、既存設備の撤去は補助対象外である。

73. 公用車の購入費等は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「地方公共団体が当然備えているべき機器、汎用性の高い備品など（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費」として、公用車の購入費等は補助対象外である。

74. 設備をリースにより導入することは可能か。

- ・リースでの設備導入は可能である。但し、基本的にはモデル事業の3年間、リースを継続する必要があるところ、本補助金が充当できるのは1年目のみであることに留意されたい。

75. 補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。

- ・本補助金を基金の積立金に充当することはできない。

76. 自治体SDGsモデル事業は選定されなかったSDGs未来都市20都市は、計画策定に係る資金支援はないのか。

- ・補助金による支援は予定していない。

77. 事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする理由如何。

- ・SDGsの推進については、地方公共団体が主体的に計画の策定等に取り組むべきであり、知見、ノウハウ等の蓄積の観点から、対象外とするものである。

78. 「一括委託」の判断基準如何。

- ・例えば、計画策定、事業構想の策定等事業の根幹に関わる内容を想定している。同過程において、提案者による主体的な適切な関与が見込まれる提案については、必ずしも「一括委託」に当たるものではない。
- ・例えば、工事設計等外部の専門性が求められる内容については、「一括委託」の対象外とするものと思料。

79. 一括委託と判断された場合、直ちに選定対象外となるのか。

- ・直ちに選定対象外となるものではないが、事務局による整理及び検討会による評価においては、一括委託は考慮する要件となるものと予想される。

5. 地方創生推進交付金

80. 地方創生推進交付金の弾力措置の対象となる事業は、提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」の提案に含まれていた事業に限定されるか。

- ・SDGsの推進に資する内容であれば自治体SDGsモデル事業以外でも活用することは可能と考えられる。申請予定の事業については、提案様式1の「1. 全体計画」又は「2. 自治体SDGsモデル事業」に記載されたい。
- ・なお、地方創生推進交付金は別途申請が必要であり、提案書への記載は当該交付金の交付決定を確約するものではない。

81. 複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金は、どの自治体に交付されるか。また、地方創生推進交付金の扱い如何。（再掲）

- ・補助金は、申請自治体へと交付される。なお、補助金の適切な切り分けによる複数者（共同申請者）による申請は可能であると考えているが、別途選定後に相談されたい。
- ・地方創生推進交付金についても同様であるが、別途選定後に相談されたい。

82. 枠外となる地方創生推進交付金の申請、交付決定、執行スケジュール如何。
また、地域再生計画の策定は、本申請様式をもって代えられるのか。

- ・スケジュール等については、別途選定都市にお知らせする。
- ・本申請様式は地域再生計画に代わるものではなく、地方創生推進交付金と合わせて地域再生計画も策定していただくこととなる。

83. 選定された都市は地方創生推進交付金の申請にあたって審査は必要か。

- ・地方創生推進交付金は別途申請が必要であり、提案書への記載は当該交付金の交付決定を確約するものではない。

84. 普及啓発の取組にも地方創生推進交付金を活用できるか。その際の提案様式の記載方法は。

- ・普及啓発の取組についても地方創生推進交付金に申請しても差し支えないが、地方創生推進交付金申請事業については別途審査されるものであり、提案書への記載は当該交付金の交付決定を確約するものではない。